

令和 4 年度

第 1 1 回 第一農地部会定例会議事録

令和 5 年 2 月 2 8 日 (火)

ユートピアくびき希望館 2階 第 3 会議室

令和4年度第11回第一農地部会定例会議事録

日時 令和5年2月28日(火) 午後3時

場所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	6番 古川 政繁
7番 篠宮 英樹	8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮
13番 五十嵐 彰	14番 清水 強	15番 牧繪 雄一郎
23番 久保埜 徳雄		

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一
高島 真一	藤井 敏行	笠原 行夫	中嶋 栄司
平野 宏一	齊藤 啓治	小林 政秋	白滝 光彦
清水 増彦	小林 正義	綿貫 一成	高宮 文男
松本 香			

2 欠席委員

(1) 農業委員

上原 孝

(2) 農地利用最適化推進委員

なし

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長	池田 忠之
係 長	橋立 理
中郷区駐在室 副主任	加藤 岸子
板倉区駐在室 副主任	上原 敏明
清里区駐在室 副主任	近藤 宏一
名立区駐在室 班 長	武内 朋廣

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

6番 古川 政繁	14番 清水 強
----------	----------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(名立区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

## 5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><b>&lt;資格審査&gt;</b></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 11 人中、出席委員数 10 人、欠席委員数 1 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 17 人、欠席推進委員数 0 人です。</p>
議長	<p><b>&lt;議事録署名委員の指名&gt;</b></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。議席番号 6 番 古川 政繁委員、議席番号 14 番 清水 強委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><b>&lt;上越市農業委員会憲章の唱和&gt;</b></p> <p>次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、今回も引き続き、議事録署名委員が憲章を読み上げますので、他の皆さんは黙読をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。合併前上越市からです。</p>
議長	<p><b>&lt;報告第 1 号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」&gt;</b></p> <p>報告第 1 号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号 3 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>1 頁、報告第 1 号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号 3 番の 1 件を受理したので報告します。</p> <p>土橋地内で「建売住宅」を目的とした転用届出について届出者から、譲受人の変更に伴い、当該転用の取り止めの届出があったものです。</p> <p>また、関連議案として 7 頁、番号 5 番に新たな譲受人から転用届出が提出されております。</p>

	<p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、報告第1号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号3番の1件を承認します。</p>
議長	<p>&lt;報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt;</p> <p>報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号3番から18番までの16件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>2頁、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号3番から18番までの16件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>番号3番、番号5番から3頁番号7番までの3件と番号12番は、法人の解散に伴う解約です。</p> <p>受理した16件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ売却予定」5件、「他者へ貸付」6件、「中間管理機構へ貸付予定」2件、「他者へ売却」2、「他者へ売却と貸付」1件です。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
高島委員	<p>法人の解散に伴う案件が多いですが、理由はなんでしょうか。</p>
(事務局) 橋立	<p>担い手不足による労力不足です。</p>
藤井委員	<p>地元の法人です。解散後の受け手も見つけておりますので耕作放棄の心配はありません。</p>
高島委員	<p>今度、このような案件が増えると思いますが対応はどうするのですか。</p>
(事務局) 橋立	<p>来年度から始まる地域計画の策定に伴い、農業者の方との協議の場が開催されます。そこで将来どのような農業経営を行っていくか、担い手は誰にするのか、しっかりと話し合いたいと思います。</p>

議長	<p>他に質問等がないようなので、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、16件を承認します。</p>
	<p>&lt;報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」&gt;</p>
議長	<p>報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号1番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>5頁、報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号1番の1件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、1件を承認します。</p>
	<p>&lt;報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」&gt;</p>
議長	<p>報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号1番から番号14番までの14件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>6頁、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号1番から番号14番までの14件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」4件、「敷地拡張」2件、「建売住宅」2件、「駐車場」2件、「住宅兼事務所」1件、「事務所」1件、「資材置場・駐車場」1件、「障害者グループホーム」1件です。</p> <p>6頁1番と2番、7頁7番、8頁11番の案件は転用面積が1,000㎡を超えるため、10頁以降に位置図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>なお、6頁12番の案件は、転用時期が令和6年4月15日となっていますが、これは隣接する農地も含めて事務所の建築を予定しており、隣接する農地の取得に時間を要するためです。</p> <p>以上です。</p>

議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
吉村委員	番号2番の案件ですが、以前に店舗があったと思いますが、手続きが必要なのでしょうか。
(事務局) 橋立	以前に転用した時に所有権移転だけして、地目を変更していなかったため、改めて届出があったものです。
議長	他に質問等がないようなので、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、14件を承認します。
議長	<p>&lt;議案第1号「農地法第3条許可申請について」&gt;</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号2番から8番までの7件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>14頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号2番から8番までの7件を説明します。</p> <p>番号2番及び3番は、それぞれ耕作していた当該申請農地を購入し、農地の集約化を図るものです。</p> <p>番号4番及び5番は、貸し付けていた農地をそれぞれの耕作者に売却する代わりに、申請農地を取得し、経営規模を拡大するものです。また、申請者は社会福祉法人の代表であり、施設利用者の農福連携事業にも利用するとのことでした。</p> <p>番号6番は、譲渡人の労力不足を理由に、申請農地を譲受人に無償で譲渡するものです。</p> <p>番号7番及び8番は、譲渡人の労力不足を理由に譲受人に申請農地の所有権を移転するものです。</p> <p>別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>

	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>&lt;議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」&gt; 議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号4番から8番までの5件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>16頁、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号4番から8番までの5件です。</p> <p>番号4番は、中門前1丁目地内の農地を取得し、「一般個人住宅」を建設するものです。18頁に位置図、19頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、現在、市内の社宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったことから、義父が所有する農地を使用貸借し、一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小規模農地のため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。</p> <p>工期は、令和5年3月10日から令和5年7月30日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅1棟で、所要面積は179㎡、建築面積82.74㎡で建ぺい率は46.22%です。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものとの判断しました。</p> <p>番号5番から7番までの3件は、関連があるので一括して説明します。</p> <p>当該案件は、大字富岡地内の農地を取得し、「一般個人住宅」を建設するものです。土地所有者が複数人のため、議案が複数に分かれています。20頁に位置図、21頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、市内で親と同居していますが、子供が生まれ、手狭になったため、実家に近い申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、転用目的が住宅建築で集落に接続して設置されることから、許可は可能となります。</p> <p>工期は、令和5年3月15日から令和5年8月31日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅1棟で、所要面積は454.93㎡、建築面積70.79㎡で建ぺい率は15.56%となり、基準の22%を満たしませんが、道路へ接続道が必要であること</p>



	<p>から、やむを得ないと判断しました。</p> <p>なお、接続道を除いて建ぺい率を計算すると 22%となります。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>番号 8 番は、大字御殿山地内の農地を取得し、「宿舎」を建設するものです。22 頁に位置図及び 23 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、市内で学校法人を運営していますが、県外から入学するサッカー一部の生徒を受け入れるため、申請農地を取得し、サッカー一部の宿舎や大型バス駐車場などを整備するものです。</p> <p>申請農地は、都市計画法に規定する用途地域が定められているため「第 3 種農地」となり、転用は可能です。</p> <p>工期は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 30 日までです。</p> <p>土地利用計画は宿舎 3 棟、駐輪場、一般車の駐車場、大型バス駐車場です。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>この案件は、申請面積が 30 アールを超えるため、農地法第 5 条第 3 項の規定により、新潟県農業会議常設審議委員会へ諮問を行います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>&lt;議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 8 件、貸借</p>

<p>(事務局) 橋立</p>	<p>権設定 91 件、貸借権移転 8 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転 8 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>24 頁、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 8 件を説明します。</p> <p>131 番は、相続人がいなかった農地について相続財産管理人が選任されたことから、家庭裁判所の許可を得て譲受人が農地を取得するものです。</p> <p>この 131 番と 132 番、188 番、190 番は、法人が経営規模を拡大するため、構成員である譲受人が農地を取得するものです。</p> <p>また、取得する農地については、所属している法人に貸し付ける案件が関連する議案として、131 番は 40 頁 165 番、132 番は 35 頁 133 番、188 番は 44 頁 189 番、190 番は 44 頁 191 番に提案されています。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、貸借権設定 91 件のうち、金子委員関連の番号 175 番の 1 件、牧繪委員関連の番号 177 番の 1 件を除く 89 件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 橋立</p>	<p>26 頁から 44 頁まで、貸借権設定 91 件のうち、金子委員関連の番号 175 番の 1 件、牧繪委員関連の番号 177 番の 1 件を除く 89 件について、新規案件や特別な案件のみ説明します。</p> <p>28 頁 93 番、31 頁 112 番から 32 頁 114 番までの 3 件は、これまでも賃料 0 円で契約していたものの再設定です。</p> <p>35 頁 129 番は、農協を介した契約から相対契約に変更するものです。</p> <p>133 番は、所属する法人に取得した農地を貸し付けるものです。</p> <p>36 頁 137 番から 37 頁 140 番までの 4 件は、法人の解散に伴い新たに耕作者と契約するものです。</p> <p>37 頁 141 番及び 142 番の 2 件は、労力不足を理由に解約した農地について新たな耕作者と契約するものです。</p> <p>39 頁 152 番は、これまでも賃料 0 円で契約していたものの再設定です。</p> <p>39 頁 154 番は、自作地を当該法人に貸付けるとともに当該法人が耕作している農地を譲受人が耕作することで利便性の向上を図るものです。関連する議案として、45 頁 156 番に提案されております。</p>

	<p>40 頁 165 番は、所属する法人に取得した農地を貸し付けるものです。</p> <p>43 頁 182 番は、再設定の案件ですが土地所有者が売却を考えていることから 1 年間の期間で契約するものです。</p> <p>43 頁 186 番は、今までの作業受委託から経営基盤強化促進法による契約で新たに耕作権を設定するものです。</p> <p>44 頁 189 番と 191 番は、所属する法人に取得した農地を貸し付けるものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、続いて、金子委員関連の番号 175 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する金子委員は退席をお願いします。</p> <p>(金子委員 退席)</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>金子委員関連の番号 175 番の 1 件について説明します。</p> <p>42 頁番号 175 番は、渡人の体調不良により受人に耕作権を設定するものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、金子委員関連の番号 175 番の 1 件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

	<p>それでは、金子委員の退席を解除します。</p> <p>(金子委員 復席)</p>
議長	<p>金子委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。</p> <p>続いて、牧繪委員関連の番号 177 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する牧繪委員は退席をお願いします。</p> <p>(牧繪委員 退席)</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>牧繪委員関連の番号 177 番の 1 件について説明します。</p> <p>42 頁番号 177 番は、今までの作業受委託から経営基盤強化促進法による契約で新たに耕作権を設定するものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、牧繪委員関連の番号 177 番の 1 件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、牧繪委員の退席を解除します。</p> <p>(牧繪委員 復席)</p>
議長	<p>牧繪委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。</p> <p>続いて、貸借権移転 8 件について、事務局の説明を求めます。</p>

<p>(事務局) 橋立</p>	<p>45 頁から 46 頁まで、貸借権移転 8 件について説明します。</p> <p>45 頁 156 番は、39 頁 154 番で法人に農地を貸し付ける代わりに当該法人から貸借権の移転を受けることで耕作の利便性の向上を図るものです。</p> <p>なお、渡人は土地所有者が表記されています。</p> <p>45 頁 157 番から 46 頁 163 番までの 7 件は、新たに設立した法人に貸借権を移転するものです。契約の賃料や終期など前の契約内容が引き継がれています。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt;議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」&gt;</p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定 7 件を上程します。はじめに、篠宮委員関連の番号 6 番の 1 件を除く 6 件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 橋立</p>	<p>47 頁、議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、篠宮委員関連の番号 6 番の 1 件を除く 6 件を説明します。</p> <p>これらの案件は、これまで、農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行う場合は、配分計画によって貸し付けていましたが、法律改正により配分計画が廃止されることから、今後は、利用集積計画で農業者に農地を貸付けするものです。</p> <p>議案には表記されませんが農地中間管理機構を介して農地の貸借権の設定がされるものです。</p> <p>具体的な対象農地等は市長が中間管理機構に提出した別紙「対象農地等リスト」の</p>

	<p>とおりで。中間管理機構の立場で作成されているため、借入契約者は中間管理機構が借り入れる者、農地でいえば土地所有者、貸付者は中間管理機構が貸し付ける者、農地でいえば耕作者となっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、篠宮委員関連の番号 6 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する篠宮委員は退席をお願いします。</p> <p>(篠宮委員 退席)</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>48 頁、篠宮委員関連の番号 6 番の 1 件について説明します。</p> <p>この案件も利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、篠宮委員関連の番号 6 番の 1 件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、篠宮委員の退席を解除します。</p>

	(篠宮委員 復席)
議長	<p>篠宮委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第4号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	(「異議なし」の声あり)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
	(中郷区駐在室分の議案)
	<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>
議長	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7101番と7102番の2件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」番号7101番と7102番の2件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した2件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付予定」1件、「他者へ貸付」1件です。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
	(「ありません」の声あり)
議長	<p>特に質問等がないようなので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、2件を承認します。</p>
	<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>
議長	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定23件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>

<p>(中郷区) 加藤</p>	<p>2 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 23 件を説明します。新規案件や特別な案件のみ説明します。</p> <p>2 頁 7113 番、7115 番、3 頁 7116 番、7120 番、5 頁 7126 番は、期間満了に伴い、これまでの耕作者の労力不足により、新たな耕作者に貸し付けるものです。</p> <p>2 頁 7114 番は、再契約案件で 1 筆ですが高低差のある 3 枚の田となっており、大型機械での耕作ができない条件の悪い農地となっているため当初契約から安価な金額となっているものです。</p> <p>3 頁 7117 番は、これまで貸し付けていた耕作者の労力不足による合意解約により、近隣の農地を耕作している受人に貸付するものです。</p> <p>4 頁 7121 番、5 頁 7130 番は、休耕だった農地について、近隣で耕作をしている耕作者が新たに耕作するものです。</p> <p>4 頁 7124 番は、高齢によりいつまで耕作できるか分からないことから 2 年間の再設定をするものです。</p> <p>5 頁 7127 番から 7129 番は、地主耕作だった農地について、労力不足により新たな耕作者が耕作するものです。</p> <p>また、7128 番は、その他の契約と終期を合わせるため、7129 番は、初めて行う利用権設定であることから 1 年間の賃借期間としたものです</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(板倉区駐在室分の議案)</p>



議長	<p>&lt;報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt;  報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7503番から7514番の12件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7503番から7514番の12件の届出書を受理したので報告します。  受理した12件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付」1件、「他者へ売却」3件、「地主耕作」1件、「中間管理機構に貸付」4件、「耕作者へ売却」1件、他者へ売却予定」2件です。  以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。    (「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、12件を承認します。</p>
議長	<p>&lt;議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」&gt;  議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7501の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>4頁、議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7501番の1件です。  板倉区横町地内の農地を取得し、「資材置場」を整備するものです。5頁に位置図、6頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。  申請者は土木建築業を営んでおり、ハウスメーカーからの受注が多く、申請農地を取得し、板倉区内や近隣で発生する転用可能な基礎掘削土や庭石等の置場として利用するものです。  申請農地は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小規模農地に該当することから第2種農地であり、許可は可能となります。  工期は許可日から令和5年12月20日までです。  都市計画区域外であることから、都市計画法第29条の開発許可申請は不要です。  転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。  以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>

金子委員	盛り土などで周辺農地への影響はないのでしょうか。
(板倉区) 上原	建設時に生じた土を置く予定です。申請書の中で高さなども審査しており、問題ないと判断しました。
議長	他に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転8件、貸借権設定16件を上程します。 はじめに、所有権移転8件について、事務局の説明を求めます。
(板倉区) 上原	7頁、8頁の所有権移転、番号7513番から7520番の8件について説明します。 7513番から7516番の4件は、これまで利用権設定により、別の耕作者に貸付していた農地を、7513番は終期を迎えるのに合わせて、ほかの3件は合意解約により、近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ、売却することになったものです。 7517番、7518番は、これまで自作していた農地を、高齢化により、近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ、売却することになったものです。 7519番と7520番は、利便性向上と集約化のため、それぞれの農地を交換することで合意したものです。 いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。  (「ありません」の声あり)
議長	続きまして、貸借権設定16件について、事務局の説明を求めます。

<p>(板倉区) 上原</p>	<p>9 頁から 12 頁の貸借権設定、番号 7521 番から 7536 番の 16 件です。 新規案件のみ説明します。 12 頁 7534 番は、これまで貸人が自作していましたが、農機具の故障により耕作が困難となったため、近隣の農地を耕作している受人に貸付するものです。 7535 番は、同一の農地を、これまでは J A を介しての転貸でしたが、終期を迎えるに当り、相対での貸借に変更するものです。 7536 番は、これまで別の農業者に貸付していましたが、病気により耕作の継続が困難となったことから、合意解約により、近隣の農地を耕作している受人に貸付するものです。 いずれも、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。  (「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。  (「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt;議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」&gt; 続きまして、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 上原</p>	<p>13 頁、貸借権設定 1 件を説明します。 この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。</p> <p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p><b>(清里区駐在室分の議案)</b></p> <p><b>&lt;報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt;</b></p>
議長	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8101番と8102番の2件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8101番と番号8102番の2件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した案件は、合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付」と「中間管理機構へ貸付予定」です。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、2件を承認します。</p>
議長	<p><b>&lt;議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</b></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定5件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>

<p>(清里区) 近藤</p>	<p>2 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」8104 番から 8108 番の利用権設定 5 件について、新規案件のみ説明します。</p> <p>2 頁 8104 番は契約期間満了に伴い耕作利便を考えて新たな耕作者と契約したものです。</p> <p>8105 番は先ほどの合意解約の関連案件です。</p> <p>これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p><b>(名立区駐在室分の議案)</b></p> <p><b>&lt;議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</b></p>
<p>議長</p>	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 25 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(名立区) 武内</p>	<p>1 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、新規設定のみ説明します。</p> <p>5 頁番号 9531 番から 6 頁 9534 番までの 4 件は、地主耕作だった農地について、労力不足を理由に新たな耕作者が耕作するものです。</p> <p>なお、5 頁番号 9531 番は耕作してもらっただけでありがたいと理由から賃料が 0 円の使用貸借権を設定するものです。</p> <p>その他の案件については、期間満了に伴う再設定案件であり、条件等に変更はあり</p>

議長	<p>ません。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>以上で、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p><b>&lt;その他&gt;</b></p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p>
議長	<p>事務局からはないので、本日の農地部会を終了します。</p> <p>引き続き、地区会議を開催しますので、地区会議代表者の所に集まってください。</p>